
第3章

介護保険事業計画

第1節 介護保険事業等の充実

- 1 介護保険制度の適正な運営
- 2 介護予防の推進及び介護保険サービスの充実
- 3 介護給付等費用適正化事業の推進
- 4 人材の確保
- 5 共生型サービスの実施
- 6 重点事業と目標値
- 7 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定

介護保険事業計画

平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、介護保険法の改正が行われました。

改正介護保険法のポイントは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」の 2 点であり、一部の規定を除き平成 30 年 4 月から施行されることとなっています。

1 点目の「地域包括ケアシステムの深化・推進」においては、市（保険者）の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化等の取組みの推進が定められました。このことを受け、国から提供されたデータを分析の上、本計画において介護予防・重度化防止の取組内容と数値目標を定め、具体的な取組みを開始する必要があります。この他、地域包括支援センターの事業評価の実施による地域包括支援センターの機能強化、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症に関する知識の普及・啓発などの認知症施策の推進についての取組みが求められています。

また、支援を必要とする住民は高齢者だけでなく、子どもや障害者など多岐にわたること、個々が抱える生活課題も多様かつ複雑であるケースが増加していることなどを踏まえ、一人ひとりの生活課題を地域社会全体で他人事でなく「我が事」として捉え、その課題を縦割りではなく「丸ごと」受け止める体制を整備することにより、地域共生社会の実現を目指していく方向性が示されました。

2 点目の「介護保険制度の持続可能性の確保」においては、一定以上の所得を有する被保険者について、応分の負担を求めることや、各医療保険者が負担する介護納付金の負担の仕組みの見直しなどが行われることとなりました。

これらの改正により、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な取組みを一層充実させ、将来的には地域共生社会の実現を目指し、本市の介護保険事業の充実を図ります。

第1節 介護保険事業等の充実

1 介護保険制度の適正な運営

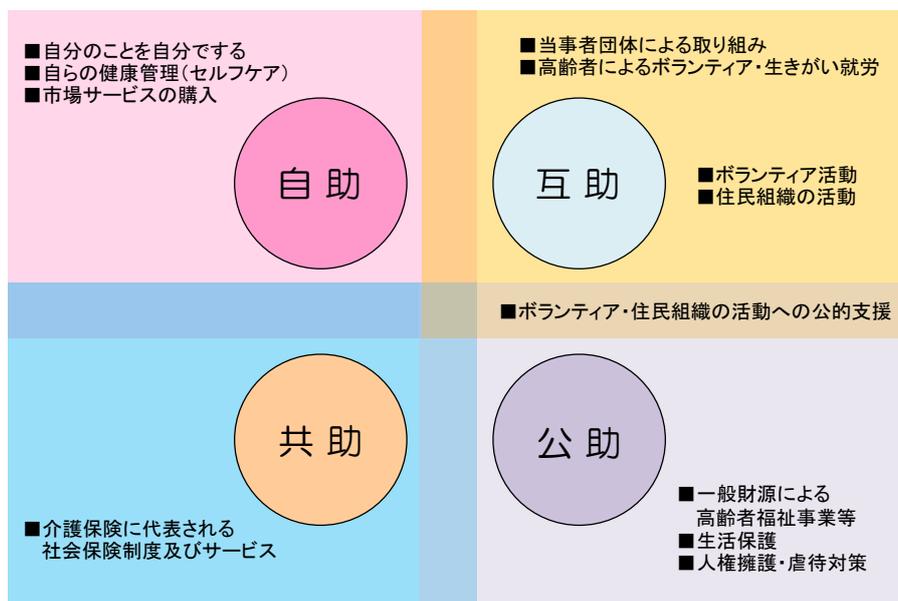
高齢化が進展する中、要介護・要支援者数は増加を続けており、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向け、介護保険事業のさらなる拡充と安定的な運営を図っていかねばなりません。

そのための基礎となる仕組みが、地域における自助・互助・共助・公助の連携とバランスを図りながら、包括的・体系的にコーディネートしていく地域包括ケアシステムです。住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、拡充された地域支援事業や、従来からの介護保険サービス、各種住まいに関する施策等により、保健・福祉・医療等が連携した、質の高い体系的なサービスを提供するとともに、高齢者の尊厳を保持しながら、その有する能力に応じた自立を支援していきます。

しかしながら、介護保険サービスを受ける前提として、国民は介護予防及び要介護状態の重度化防止に努めなければならない、介護保険サービスは要介護状態の軽減又は悪化防止のために行われるものという介護保険法の理念を深く認識しなければなりません。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らしていくことのできる地域社会の実現を目指し、次頁から掲げる内容を基軸として据えながら、介護保険制度の適正な運営に努めます。

■「自助・互助・共助・公助」から見た地域包括ケアシステム



2 介護予防の推進及び介護保険サービスの効果的な提供

介護保険制度を安定的に運営していくためには、まずは高齢者が要支援・要介護状態とならないよう努めることが必要です。

介護予防に対する意識啓発や各種事業等のもとより、前章で述べた保健事業を併せて提供することで、高齢者を含む市民の健康寿命の延伸、ひいては持続可能な介護保険制度の運営へとつながっていきます。

本市では、平成 28 年度より、介護保険制度における介護予防サービスの一部（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護）は、介護予防・日常生活支援総合事業として提供されることになりました。これにより、当該サービスについては、全国一律のサービスの利用に対して費用を支給する「給付」の形から、サービスそのものを提供する「事業提供」の形へと、その姿を変えることになりました。

各地域がその地域に合ったやり方で、生活支援の充実や自立支援のためのサービスなど、介護予防に向けて積極的に取り組んでいくことで、高齢者の住み慣れた地域における日常生活へとつながり、やがては地域包括ケアシステムの構築へと結実していきます。

本市では、要介護・要支援者の様々な需要に対し、個々の能力を最大限に活かしながら、多様なサービスを提供できる仕組みを作り上げることを目指します。

また、予防給付に係るサービスにとどまらず、介護給付に係るサービスの質・量についても併せて確保し、これらを必要とする高齢者自身が目標を持ってその達成のためにサービスを利用し、状態の維持、改善に結びつけていくことで、全ての要介護・要支援者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるようにすると同時に、こうしたことの積み重ねの結果として、給付費の上昇抑制を目指し、各種介護保険サービスを効果的に提供します。

（1）保険給付（介護給付・予防給付）に係る各種サービスの推進

介護保険制度における保険給付には、被保険者の要介護状態に関する「介護給付」と、要支援状態に関する「予防給付」の 2 種類があります。

介護給付の対象となるサービスには、居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスなどがあり、予防給付の対象となるサービスには、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、特定介護予防サービスなどがあります。

これら保険給付に係る各種サービスの概要については、次頁のとおりです。

また、第 7 期計画期間における各種サービスの量については、72 頁から 86 頁のとおり計画します。

■介護給付対象サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容		
居宅サービス	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護
	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護
	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
施設サービス	介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護療養施設サービス

■予防給付対象サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容		
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導	介護予防通所リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売		
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

※上記サービス費用に対する給付のほか、下記の費用に対する給付があります。

- ・居宅介護（介護予防）住宅改修費 : 手すりの取付け等の住宅改修を行った場合
- ・居宅（特例居宅）介護サービス計画費 : 指定（基準該当）居宅介護支援を受けた場合
- ・介護予防（特例介護予防）サービス計画費 : 指定（基準該当）介護予防支援を受けた場合
- ・高額介護（高額介護予防）サービス費 : 自己負担が高額になった場合
- ・高額医療合算介護（高額医療合算介護予防）サービス費 : 医療費を含む自己負担が高額になった場合
- ・特定（特例特定）入所者介護サービス費 : 特定入所者が特定（特例特定）介護サービスを受けた場合
- ・特定（特例特定）入所者介護予防サービス費 : 特定入所者が特定（特例特定）介護予防サービスを受けた場合

ア 居宅サービス及び介護予防サービス

要介護者が生活機能の維持・改善を図れるよう、または、要支援者が要介護状態となることを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、各サービス事業者により、自宅等の生活の場において「居宅サービス」または「介護予防サービス」が提供されています。

■居宅サービス及び介護予防サービス

サービス提供の形態	居宅サービス	介護予防サービス
居宅で提供されるサービス (訪問サービス)	① 訪問介護	(介護予防訪問介護) ※ ¹
	② 訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
	③ 訪問看護	介護予防訪問看護
	④ 訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
	⑤ 居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所した施設で提供されるサービス (通所サービス)	⑥ 通所介護※ ²	(介護予防通所介護) ※ ³
	⑦ 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所した施設で提供されるサービス	⑧ 短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
	⑨ 短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
入居した住居等で提供されるサービス	⑩ 特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
居宅の介護環境を整えるためのサービス	⑪ 福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
	⑫ 特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売

※¹ 本市では、平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

※² 小規模事業所（利用定員 18 人以下）により行われる通所介護については、少人数で生活圏域に密着したサービスであり、市町村による地域包括ケアシステムの構築との整合性の観点から、平成 28 年度から、市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行しました。

※³ 本市では、平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

① 訪問介護／介護予防訪問介護

介護福祉士または訪問介護員（通称：ホームヘルパー）が、要介護・要支援者の居宅を訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助、生活などに関する相談・助言等の日常生活上の援助を行います。

サービス量については、要介護者の増加傾向等を勘案し、訪問介護では緩やかな増加を見込みます。介護予防訪問介護については、平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業への移行が開始され、平成 30 年度までに完全に移行されました。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問介護	人	3,598	3,660	3,636	3,696	3,744	3,840
	千円	174,023	165,871	168,846	184,847	184,302	185,325
介護予防 訪問介護	人	1,314	119	7	—	—	—
	千円	24,416	1,900	111	—	—	—

※人数は年間延べ人数を、H29 年度欄は年度途中実績に基づく見込値を計上（以下、全てに共通）

※介護予防訪問介護の H28 年度欄及び H29 年度欄には、移行に伴う経過措置分を計上

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

看護師やホームヘルパー等が、移動入浴車などで要介護・要支援者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

サービス量については、訪問入浴介護では要介護者の増加傾向等を勘案し、緩やかな増加を見込みますが、介護予防訪問入浴介護では平成 28 年度及び平成 29 年度における利用がなかったことを勘案し、その量を見込みません。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問入浴介護	人	535	628	612	600	672	744
	千円	33,700	39,390	41,007	41,609	47,931	54,953
介護予防 訪問入浴介護	人	1	0	0	0	0	0
	千円	8	0	0	0	0	0

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師等が、病状が安定期にある要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
訪問看護	人	1,309	1,686	1,872	2,028	2,304	2,604
	千円	47,170	67,152	79,481	91,788	105,204	119,587
介護予防 訪問看護	人	181	139	300	360	432	492
	千円	6,196	4,227	8,493	8,935	10,670	12,160

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、要介護・要支援者の居宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことで、その方の心身機能の維持・回復を図ります。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
訪問リハビリ テーション	人	834	834	780	792	864	936
	千円	25,344	27,482	26,423	29,202	32,300	35,593
介護予防訪問 リハビリテーション	人	212	203	204	192	204	204
	千円	6,217	6,332	7,517	8,205	10,060	11,372

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が、通院の困難な要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
居宅療養 管理指導	人	2,114	2,793	3,192	3,495	3,686	3,910
	千円	18,074	22,572	26,713	29,435	31,068	32,944
介護予防居宅 療養管理指導	人	125	146	156	180	192	204
	千円	1,167	1,163	1,757	2,033	2,152	2,271

⑥ 通所介護／介護予防通所介護

要介護・要支援者に対し、通所介護施設等において入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います（通称：デイサービス）。

通所介護については、平成28年度から小規模事業所の行うサービスは地域密着型サービスへ移行しましたが、要介護者の増加傾向等を勘案し、サービス量は緩やかな増加を見込みます。介護予防通所介護については、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業への移行が開始され、平成30年度までに完全に移行されました。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
通所介護	人	11,464	9,511	8,748	8,880	9,000	9,120
	千円	911,249	802,443	804,157	829,334	848,082	863,612
介護予防 通所介護	人	5,037	450	12	—	—	—
	千円	137,825	11,481	124	—	—	—

※介護予防通所介護のH28年度欄及びH29年度欄には、移行に伴う経過措置分を計上

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所等において、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、要介護・要支援者が自立した日常生活を営めるよう、その心身機能の維持・回復を図ります（通称：デイケア）。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
通所リハビリ テーション	人	2,927	2,988	2,892	2,904	2,952	3,000
	千円	211,915	202,760	201,323	197,832	208,503	219,760
介護予防通所 リハビリテーション	人	1,348	1,559	1,608	1,716	1,860	1,980
	千円	44,368	49,671	50,840	53,715	57,556	60,887

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います（通称：ショートステイ）。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量は緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
短期入所 生活介護	人	4,064	4,068	4,224	4,248	4,392	4,596
	千円	483,985	497,466	568,785	622,441	672,453	729,351
介護予防短期 入所生活介護	人	141	185	156	144	156	168
	千円	4,894	7,073	6,283	7,255	8,352	9,525

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等において、病状が安定期にある要介護・要支援者に対し、看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療を提供するとともに、日常生活上の世話をを行います。

サービス量については、短期入所療養介護では要介護者の増加傾向等を勘案し、緩やかな増加を見込みますが、介護予防短期入所療養介護では平成 29 年度における利用がないことを勘案し、その量を見込みません。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
短期入所療養介護	人	601	702	612	660	684	720
	千円	53,026	65,527	54,798	61,639	72,829	85,085
介護予防短期入所療養介護	人	13	18	0	0	0	0
	千円	582	1,093	0	0	0	0

⑩ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護・要支援者に対し、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

第 7 期計画期間においては、対象となる施設の増加を見込むため、サービス量はいずれも緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
特定施設入居者生活介護	人	1,402	1,409	1,524	1,620	1,716	1,860
	千円	252,259	256,937	280,391	306,233	326,986	356,945
介護予防特定施設入居者生活介護	人	114	156	204	228	264	300
	千円	7,676	10,620	13,542	15,090	17,118	19,522

⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援者の日常生活の自立を助けるための用具として、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具の貸与を行います。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
福祉用具貸与	人	8,519	9,273	9,420	10,080	10,836	11,688
	千円	107,122	119,030	125,081	133,563	143,513	154,671
介護予防福祉用具貸与	人	1,563	1,671	1,728	1,800	1,896	2,004
	千円	6,245	6,819	7,135	7,465	7,886	8,358

※福祉用具…車いす／車いす付属品／特殊寝台／特殊寝台付属品／床ずれ防止用具／体位変換器／手すり／スロープ／歩行器／歩行補助つえ／認知症老人徘徊感知器／移動用リフト（つり具の部分を除く）／自動排せつ処理装置

⑫ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

指定事業者が、要介護・要支援者に対し、貸与には馴染まない入浴や排せつなどに関する用具の販売を行います。年間10万円までの購入額を限度に、その費用の一部が保険給付として支給されます。

サービス量については、特定福祉用具販売では要介護者の増加傾向等を勘案し、緩やかな増加を見込みますが、特定介護予防福祉用具販売では第6期計画期間における実績を勘案し、ほぼ横ばいを見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
特定福祉用具販売	人	187	174	216	252	276	312
	千円	4,949	4,620	5,047	5,789	6,239	7,013
特定介護予防福祉用具販売	人	64	57	48	60	60	60
	千円	1,323	1,438	696	980	980	980

※特定福祉用具…腰かけ便座／特殊尿器／入浴補助用具／簡易浴槽／移動用リフトのつり具

イ 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

要介護・要支援者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、各サービス事業者により、地域の特性に応じた「地域密着型サービス」または「地域密着型介護予防サービス」が提供されています（原則、居住市町村でのサービスのみ利用可）。

平成 30 年 3 月現在、市内では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するサービス事業所が運営されています。サービス事業者の選定については、公募等の方法により、指定しています。指定したサービス事業所については、実地指導を行います。

■地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

サービス提供の形態	地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
居宅で提供されるサービス（訪問サービス）	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
	② 夜間対応型訪問介護	—
通所した施設で提供されるサービス（通所サービス）	③ 地域密着型通所介護※ ¹	—
	④ 認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
訪問と通所を組み合わせ提供されるサービス	⑤ 小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
入居した住居等で提供されるサービス	⑥ 認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
	⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	—
入所した施設で提供されるサービス	⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—
訪問看護と小規模多機能型居宅介護等が一体的に提供されるサービス	⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	—

※1 居宅サービスである通所介護のうち、小規模事業所（利用定員 18 人以下）により行われるサービスについては、少人数で生活圏域に密着したものであり、市町村による地域包括ケアシステムの構築との整合性の観点から、平成 28 年度から市町村が指定・監督する地域密着型サービスとなりました。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(市内事業所におけるサービス提供は平成28年度から)

ホームヘルパー等が、日中・夜間を通じて要介護者の居宅を定期的に巡回訪問し、または随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

また、看護師等が訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うなど、訪問介護と訪問看護を一体的に、または密接に連携しながら提供することで、重度要介護者の居宅での生活を支えます。

要介護者の増加傾向や、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進等を勘案し、サービス量は緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
定期巡回・随時対応型	人	1	45	120	204	210	216
訪問介護看護	千円	212	7,180	29,874	50,437	51,129	51,829

※平成27年度における実績は、市外サービス事業所によるものです。

② 夜間対応型訪問介護（市内事業所におけるサービス提供は平成29年度から）

ホームヘルパー等が、夜間において要介護者の居宅を定期的に巡回訪問し、または随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

サービス量については、第6期計画期間における利用がなかったことを勘案し、その量を見込みません。

■保険給付（介護給付のみ）の計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
夜間対応型	人	0	0	0	0	0	0
訪問介護	千円	0	0	0	0	0	0

③ 地域密着型通所介護（平成 28 年度から）

通所介護のうち、利用定員 18 人以下の小規模事業所が行うサービスについては、平成 28 年度から地域密着型通所介護として提供されています。

要介護者の増加傾向や、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進等を勘案し、サービス量は増加を見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地域密着型	人	—	2,491	2,772	3,240	3,660	4,080
通所介護	千円	—	169,844	197,195	216,524	244,301	272,391

④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等において、認知症の要介護・要支援者に対し、その特性に配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

サービス量については、認知症高齢者の増加傾向等を勘案し、認知症対応型通所介護では緩やかな増加を見込みますが、介護予防認知症対応型通所介護では、第 6 期計画期間における利用がなかったことや、利用者側・事業者側のいずれからとも要望がないこと等を総合的に勘案し、その量を見込みません。

今後における需要等の動向を注視しながら、参入を希望する事業者の把握に努めます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
認知症対応型	人	68	64	48	48	60	72
通所介護	千円	11,644	11,839	13,243	14,649	21,327	29,021
介護予防認知症	人	0	0	0	0	0	0
対応型通所介護	千円	0	0	0	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

(市内事業所におけるサービス提供は平成 29 年度から)

要介護者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、居宅またはサービス拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。サービス拠点への通所を中心に、要介護者の様態や希望等に応じて、訪問と泊まりが組み合わせて提供されます。

要介護者・要支援者の増加傾向や、今後における利用者の需要等の動向から、いずれもサービス量の増加を見込みながら、サービス提供を希望する事業者の状況把握に努めます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
小規模多機能型 居宅介護	人	0	0	198	223	327	670
	千円	0	0	38,343	44,673	68,304	141,316
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人	0	0	10	12	18	24
	千円	0	0	814	977	1,465	1,954

⑥ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護・要支援者に対し、その共同生活を営むべき住居（通称：グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

認知症高齢者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
認知症対応型 共同生活介護	人	801	780	756	768	792	816
	千円	192,029	186,979	188,284	190,419	196,535	202,329
介護予防認知症 対応型共同生活介護	人	0	0	9	10	12	15
	千円	0	0	2,135	2,372	2,847	3,558

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等のうち、入居者が要介護者やその配偶者等に限られる「介護専用型特定施設」であって、その入居定員が 29 人以下である施設に入居している要介護者について、サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

第 6 期計画期間における利用がなかったことや、利用者側・事業者側のいずれからも要望がないこと等を総合的に勘案し、サービス量は見込みません。

今後における需要等の動向を注視しながら、参入を希望する事業者の把握に努めます。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(市内事業所におけるサービス提供は平成 29 年度から)

入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

平成 29 年度に 1 施設（定員 25 人）が開設し、その利用状況を勘案して、サービス量はほぼ横ばいを見込みます。

■ 保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第 6 期実績			第 7 期計画		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地域密着型介護老人福祉	人	0	0	178	300	300	300
施設入所者生活介護	千円	0	0	39,920	68,748	68,778	68,778

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

要介護者に対し、訪問介護等の居宅サービスと小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が一体的に提供します。

第 6 期計画期間における利用がなかったことや、利用者側・事業者側のいずれからも要望がないこと等を総合的に勘案し、サービス量は見込みません。

今後における需要等の動向を注視しながら、参入を希望する事業者の把握に努めます。

ウ 住宅改修費の支給

要介護・要支援者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住宅改修に要した費用を支給しています。

① 居宅住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給

要介護・要支援者が、その居宅において住宅改修（手すりの取付け等）を行った場合、改修前の申請に基づき、1人につき年間20万円までの改修費用を限度に、その費用の一部が保険給付として支給されます（同一住居につき、原則1人1回まで）。

要介護・要支援者の増加傾向や、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進等を勘案し、サービス量はいずれも緩やかな増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
居宅住宅改修費	人	177	174	132	156	168	180
	千円	15,946	17,040	14,522	16,599	18,031	19,463
介護予防住宅改修費	人	109	89	108	96	108	120
	千円	10,692	9,523	9,404	9,035	10,081	11,127

エ 指定居宅サービス等を利用するための支援

要介護・要支援者の心身の状況や、その置かれた環境、本人や家族の希望等を勘案し、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者により「居宅サービス計画」または「介護予防サービス計画」（通称：ケアプラン）が作成されています。

また、ケアプランに基づくサービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整などが行われています。

なお、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移行しました。

① 居宅介護支援／介護予防支援

要介護・要支援者のケアプランの作成や、介護サービス事業者との調整、介護老人保健施設等への紹介など、指定居宅サービス等を適切に利用できるよう支援を行います。

ケアプランの作成等に要する費用については、その全額を介護給付または予防給付として支給するため、利用者の自己負担は生じません。

サービス量については、要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、居宅介護支援では増加を見込むものの、介護予防支援ではほぼ横ばいを見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護支援	人	17,915	18,935	18,600	19,056	19,548	20,232
	千円	258,716	277,789	277,091	284,225	291,663	302,005
介護予防支援	人	7,597	3,568	2,952	2,856	2,856	2,856
	千円	34,797	16,465	13,621	13,244	13,249	13,248

オ 施設サービス

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設）及び介護療養型医療施設において、それぞれの施設の目的に沿った「施設サービス」が提供されています。

なお、日常生活圏域毎の施設の分布は、16 頁のとおりです。

① 介護老人福祉施設サービス

介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

これまでの利用状況や要介護者の増加傾向等を勘案し、サービス量は緩やかな増加を見込みます。

なお、施設整備については、第6期計画期間において、2施設（計200床）を整備したことから、利用者の状況や老人福祉圏域の整備率等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護老人福祉	人	4,984	5,451	5,556	5,796	5,916	6,048
施設サービス	千円	1,196,273	1,305,208	1,373,853	1,443,387	1,475,119	1,511,463

② 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療と、日常生活上の世話をを行います。

新設・増設を計画しないことや、これまでの利用状況の推移等を勘案し、サービス量はほぼ横ばいを見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護老人保健	人	2,302	2,091	2,088	2,064	2,064	2,064
施設サービス	千円	595,672	542,321	566,306	563,932	564,185	564,185

③ 介護療養型医療施設サービス

施設の存置が平成29年度末から平成35年度末まで延長されたことや、これまでの利用状況の推移等を勘案し、サービス量は横ばいを見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第6期実績			第7期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護療養型医療	人	70	64	36	36	36	36
施設サービス	千円	23,449	21,194	10,541	11,299	11,304	11,304

(2) 地域支援事業の推進

高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、たとえ要介護状態となった場合においても、可能な限り自立した日常生活を営むことのできるよう支援することを目的（図1）として、地域支援事業を推進します。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

従来、要支援者等に対して全国一律に提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に加え、地域の実情に応じた新たなサービスを創設、実施することにより効率的・効果的な支援を総合的に提供していく介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

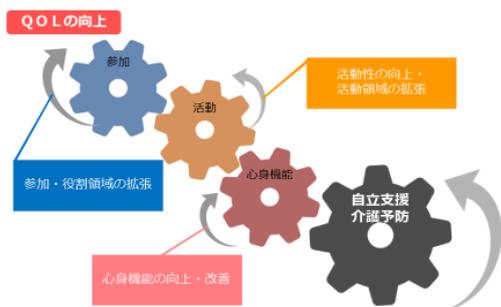
この介護予防・日常生活支援総合事業においては、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体によるサービスの提供が可能となっております。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき提供されていますが、一般介護予防事業については、要支援・要介護認定を受けていない方への提供も可能となっています。

高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、それぞれの事業の特性を十分考慮した上で、効果的に事業を実施していきます。

また、介護予防の市民生活への浸透を図るとともに、既存の社会資源や福祉サービスとの整合性を図りつつ、介護予防に効果的である短期集中訪問サービス（訪問型サービスC）の開始や基準緩和通所型サービス（通所型サービスA）の拡充や訪問型と通所型サービスの一体型の提供の検討、栄養改善を目的とした配食等多様なサービスを充実させていきます。

そのなかでも、特に、地域住民が主体となる通いの場をさらに充実させ、このような通いの場を地域における身近な介護予防の拠点とすることで、住民が介護予防・重度化防止に努め、少しでも多くの住民が支えられる側から支える側にまわる仕組みの構築（図2）を目指します。



【図1：介護予防・重度化防止イメージ】



【図2：高齢者が支え手に】